

原子力の基本的価値と安全目標

令和4年9月20日

キャノングローバル戦略研究所 上席研究員／弁護士

豊永晋輔

目 次

I 基本法の意義

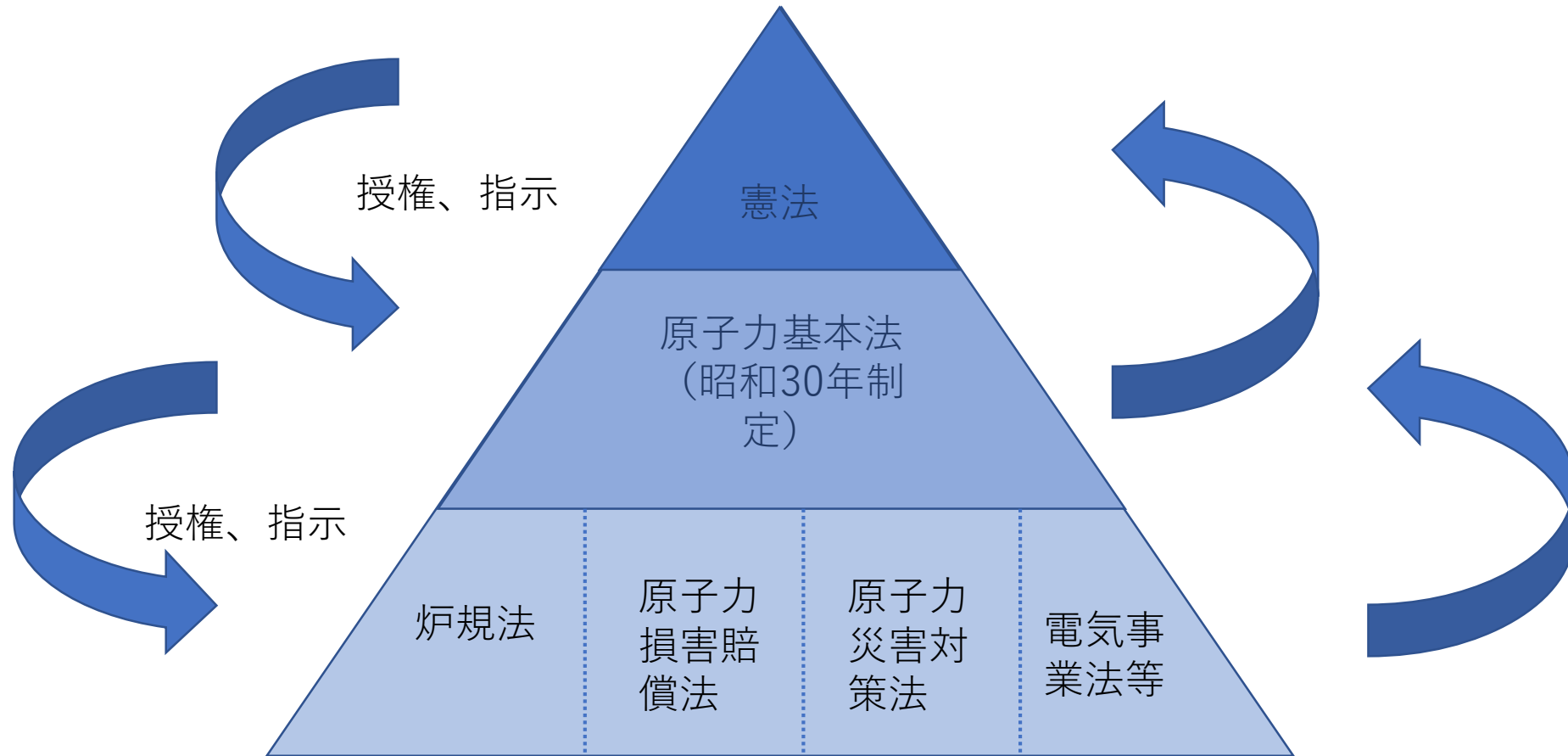
II 原子力の基本的価値

III 安全目標

IV 原子力の基本的価値と安全・安心

V まとめに代えて

基本法の意義



目的規定

- 原子力基本法1条（目的）この法律は、原子力の研究、開発及び利用……を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。
- 同2条（基本方針）1項 原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。
- 2項 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。
- 炉規制法1条（目的）この法律は、原子力基本法にのつとり、……原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、……原子炉による災害を防止し……て、公共の安全を図るために、……原子炉の設置及び運転等に関し、……必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

II 原子力の基本的価値

- 現行法： 原子力の平和利用
- これから： ①カーボンニュートラル
(②エネルギー安全保障)

原子力政策全
体に関連

ポイント①：
原子力基本法を改正して、原子力の基本的価値を
アップデートする

III 安全目標

□ 基本的価値が変化 ⇒ 安全も変化

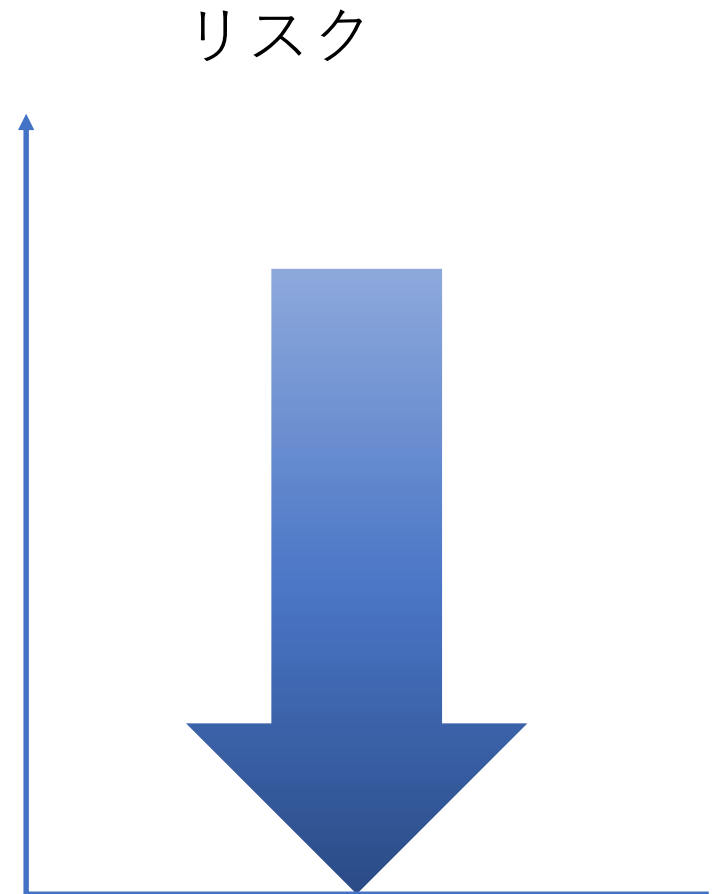
□ 炉規法の目的の追求 ⇒ 必ず無限後退

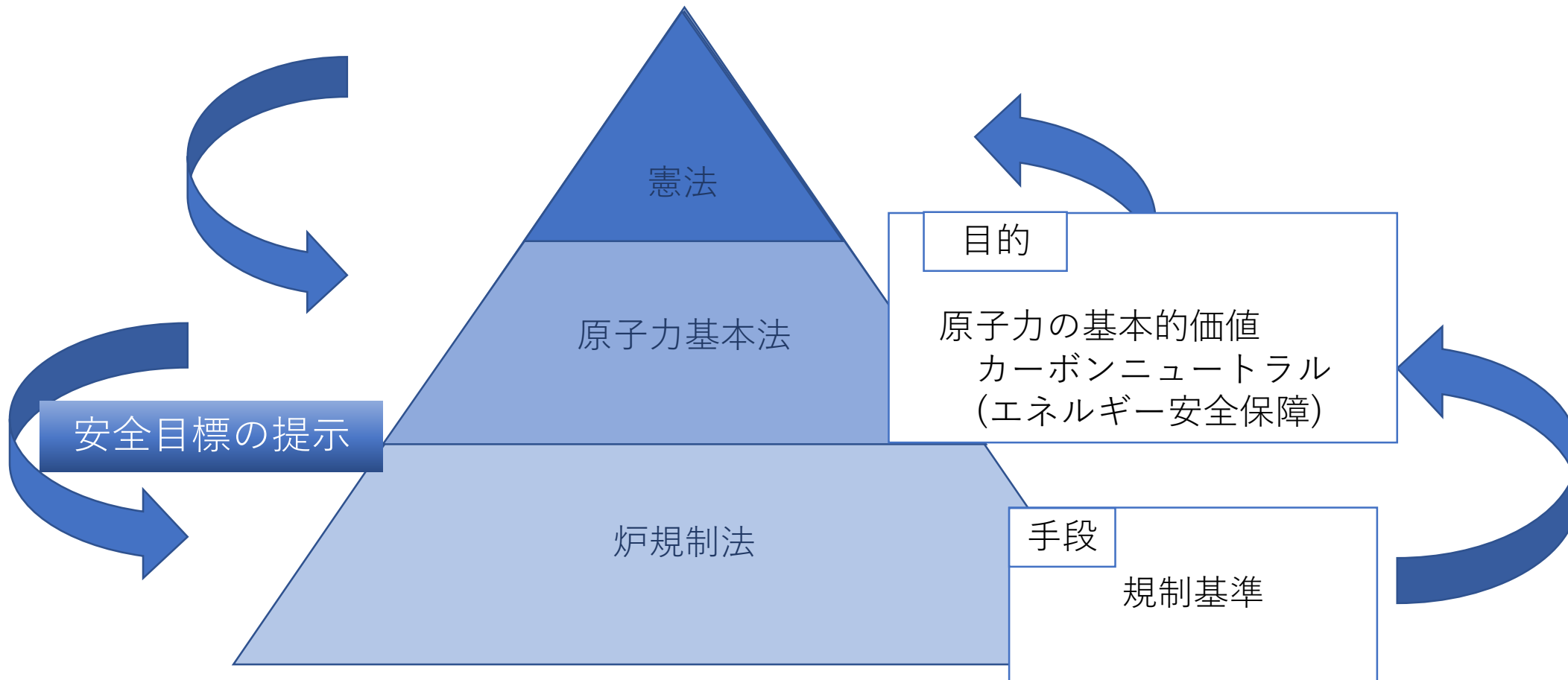
- 「公共の安全を図るため」とあるのみ
- リスク・トレードオフは考慮外
- 原発差止裁判にも同様の傾向

⇒ 基本的価値の実現のための安全レベルの設定が必要不可欠

□ 原子力委員会こそが設定できる

- 安全は科学技術ではなく社会が決める
- 原子力政策全体に関係
- 「関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること。」（原子力委員会設置法）





ポイント②
安全目標を原子力基本法に明記する

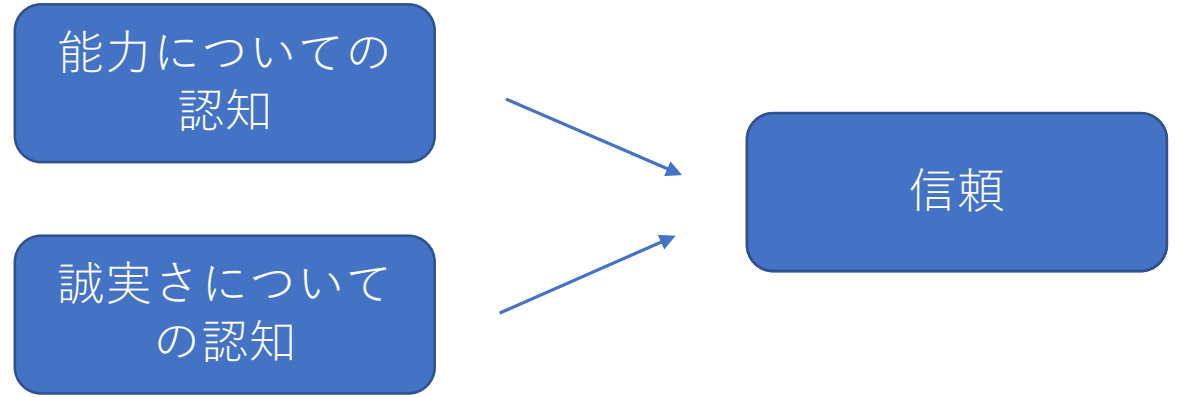
IV 原子力の基本的価値と安全・安心

- ・ 「安心」のないまま政策は実現できない。
- ・ 「安全」を社会が決める⇒「安心」との区別は曖昧に



「安心」(信頼)も重要

伝統的なモデル



主要価値類似性モデル

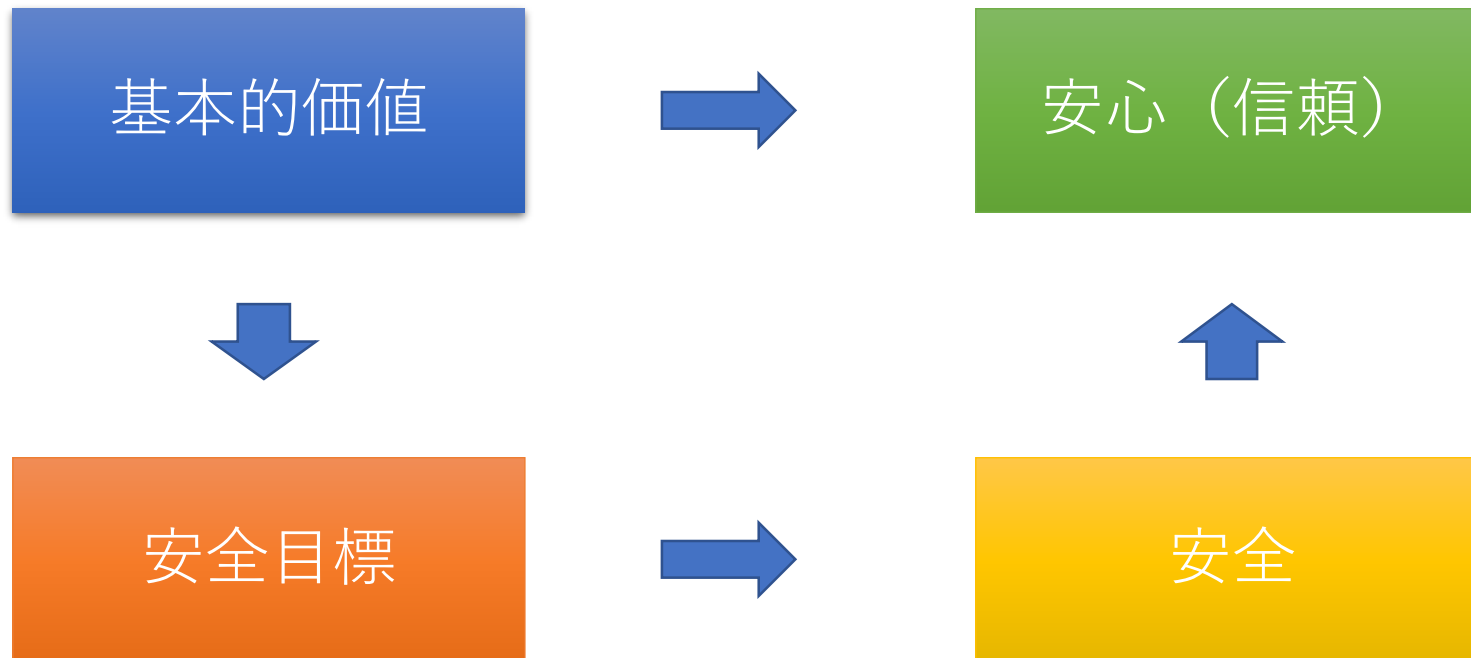


中谷内一也『リスクのモノサシ』より

V まとめに代えて(1)

原子力基本改正のポイント

- ① 原子力の基本的価値を追記
- ② 安全目標を明記



V まとめに代えて(2)

基本的考え方策定 → 5年後の基本的考え方

2022年 2023年 2024年 2025年 2026年 2027年

安全目標の
考え方の整理

- ・ 基本的価値が出発点
- ・ 他産業／諸外国との比較
- ・ 目安の提示

タウン・
ミーティング

- ・ 「安全」は社会のもの
- ・ 目安は変更する前提
- ・ 説明・傾聴に徹する
- ・ 世代を分ける

安全目標の
設定

- ・ 「安全」は社会のもの
⇒ 社会が異なれば異なるもの（日本型安全目標）
- ・ 100万分の1の単位にする必要はない
- ・ 生命リスクでなくてもよい

フォローアップ

- ・ 定着活動